

平成30年度 行政評価 施策カルテ

施策名	4 環境と調和した農林業の推進
-----	-----------------

施策主管課	農林生産流通課	総合計画記載頁	142ページ
-------	---------	---------	--------

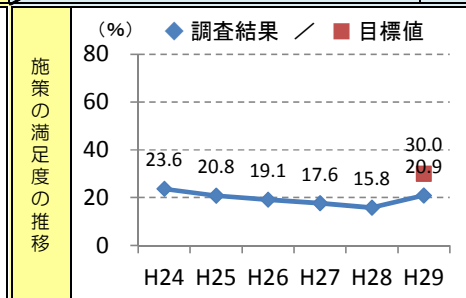
1 施策の位置付け

政策の柱	IV 市民の豊かな暮らしを支える活気と活力のある社会を築くために	政策名 (基本施策名)	19 農林業の付加価値を高める	政策の達成目標 (基本施策目標)	農林業を支える多様な担い手が育ち、生産力や産地力の向上、良好な農村環境の形成など、総合的に農林業の付加価値が高まっています。
------	----------------------------------	----------------	-----------------	---------------------	----------------------------------------------------------------

2 施策の取組状況

施策目標	環境と調和した農林業を推進し、農林業が持つ多様な公益的機能が維持・向上しています。
------	-------------------------------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価			
	指標1	エコファーマーの認定者数	単年度目標値	760	770	780	790	800			810	C	指標3	施策の満足度(%)	調査結果	23.6%	20.8%	19.1%		17.6%	15.8%	20.9%
現状値			690	実績値	666	640	556	490	436	436	目標値(H29)				30.0%	前年度からの増減	-2.8pt	-1.7pt	-1.5pt	-1.8pt	5.1%	
目標値(H29)			810	単年度の達成度	87.6%	83.1%	71.3%	62.0%	54.5%	53.8%	③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)							B				
指標2	エコファーマーの認定数(人)	単年度目標値	/							【参考】 中核市等との水準比較	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29	/			
		現状値	実績値	中核市平均		308.2	242	194.1	164		160	146.2										
		目標値(H29)	単年度の達成度	実績値		666	640	556	490		436	436										
指標3	エコファーマーの認定数(人)	単年度目標値	/							【参考】 中核市等との水準比較	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29	/			
		現状値	実績値	中核市での本市の順位		5位/41市中	4位/41市中	4位/42市中	6位/43市中		6位/45市中	5位/48市中										
		目標値(H29)	単年度の達成度	実績値		/																



※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 減進型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割超が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調: (A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く。)) [90点以上]	概ね順調: (主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]	やや遅れている: (C評価が2つ以上) [65点未満]

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手の高齢化が進む中、地域ぐるみの農地・水環境の保全活動の推進が求められている。</li> <li>集落機能の低下や耕作放棄地の増大が懸念される中、農業者と地域住民が一体となって環境保全に取り組み、集落の再生を図るための活動の推進が求められている。</li> <li>所有者不明などの理由で放置される森林が存在しており、適切な森林経営管理が求められている。</li> <li>イノシシの生息域の拡大による農作物への被害が深刻化しており、地域ぐるみの組織的な取組が求められているほか、ハクビシンによる農林業等への被害も増加しており、その対応策が求められている。</li> </ul>	市民満足度	農業従事者の高齢化や減少など、全国的な傾向として農業の衰退に対する不安感により市民満足度が低下した時期もあったものの、農地・水環境の保全活動や、有害鳥獣対策に係る組織的な取組が浸透し、市民満足度が向上したものと考えられる。	総合評価	73点 概ね順調
施策指標	エコファーマーの認定数は中核市全体として減少傾向にあり、本市においても農家の高齢化などにより減少しているが、環境保全型直接支払交付金などの取組により、環境に配慮した減農薬・減化学肥料による栽培を行う農業者は一定確保されている。				

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象, ★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(5事業選択)

No.	事業名	戦略P・ 主要事業 ※	事業の目的	事業内容		事業の 進捗状況	H29 事業費 (千円)	開始年度	日本一 施策 事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	環境保全型農業直接支援対策事業	★	環境にやさしい農業の推進	宇都宮市内の農業者団体等	化学肥料・合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動及び自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動を行う農業者の組織する団体等への支援	計画どおり	42,040	H23		環境に優しい農業を推進するため、27年度から「農業者の組織する団体」が取組対象者となり、従来の取組に加え、「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動」の推進が必要となったことから、地域での取り組みが広がるよう、制度の周知を図っていく。
2	人と環境にやさしい農業生産推進事業	○	環境に配慮した農業の普及・定着促進	・宇都宮農業協同組合、農業生産法人、農事組合法人、その他農業者の組織する団体	・環境保全型農業に取組むために必要な施設・機械等の導入費用の一部補助	計画どおり	518	H13		環境保全型農業の普及推進を図るため、引き続き剪定枝粉砕機導入の補助を実施するとともに、新たな取組を検討していく。
3	水田農業構造改革事業交付金(再掲)	○★	水田利用の最適化による農業所得の向上	・宇都宮市農業再生協議会	・宇都宮市農業再生協議会が実施する主食用米からの転作促進事業に対する助成	計画どおり	57,942	H16		国の米政策の見直しに伴い、米価の安定や本市水田のフル活用を図るためには、大規模な生産が可能な麦、飼料用米等の戦略作物や機械化一貫体系による露地野菜の生産振興などにより、主食用米からの転作を促進することが重要であり、転作物物の作付割合も増加していることから、引き続き、協議会事業を通して、転作を促進する。
4	バイオマスタウン推進事業	○	循環型社会の形成の実現	市、市民、農協、森林組合等の地元経済団体	バイオマスタウン構想の実現に向けた調査・研究	計画どおり	0	H19		バイオマスの有効活用のため、バイオマスタウン構想に位置づけられた各種取組の評価検証を行い、農林業系バイオマスについて、個別に事業化を図れるよう、引き続き、利活用の検討を継続する。
5	多面的機能支払交付金〔農地維持・資源向上(共同)支払〕	○	農地・水環境の保全活動の推進	農業者、地域住民等により組織された活動組織	水路法面の草刈や泥上げ、農業施設の補修など、農地の持つ多面的機能の維持・発揮に向けた活動に要する経費の補助	計画どおり	167,422	H19		本市の農村環境の保全を図り、農業・農村の有する多面的機能を発揮させるため、引き続き補助金を交付するとともに、新規活動組織の取組の拡充及び既存組織の活動が継続できるよう、県に対し交付金措置を要望していく。
6	県営経営体育成基盤整備事業負担金(再掲)	★	農業の多面的機能の十分な発揮 生産コストの低減 担い手への農地利用集積の促進	栃木県(県営負担金)	基盤整備事業実施に要する経費の負担	計画どおり	36,622	H15		農村環境や水辺環境の保全など、多面的な機能が十分発揮されるよう、環境に配慮した土地改良事業を推進するとともに、基盤整備の実施を通じて担い手への農地利用集積を促進していく。
7	有害鳥獣対策事業	○★	有害鳥獣の捕獲や防除による農林水産業等への被害軽減	個人、団体、捕獲許可者	・捕獲、防除に係る経費の一部補助 ・イノシシ捕獲者に対する報奨金の交付 ・猟友会による組織的捕獲 ・捕獲機材の貸出や研修等の実施	計画どおり	21,045	H20		・個人による捕獲を補完する組織的な対策を強化するため、対象地区や隊員数の拡大を図りながら、猟友会による捕獲や集落一体となった被害対策などを実施していく。 ・イノシシ等の被害対策のため防護柵設置等に係る経費の一部補助を実施していく。また、平成30年度から、市内全域で増加するハウビシンによる環境衛生被害への対応のため、わなの貸出事業の対象を農業者以外の方にも広げ、併せて「わなの設置」、「捕獲個体の処分」に関する支援を創設、活用を促していく。
8	民有林整備事業		民有林の森林施業を推進するための支援	・宇都宮市森林組合 ・市と森林整備計画の協定を締結した者	下刈り、間伐、造林などの民有林整備に対する補助	計画どおり	8,562	S54		国産材価低下などの採算性から、個別に森林施業を行うことができない民有林所有者が増加している中、森林の多面的機能を維持するため、森林組合が主体となる民有林整備事業について、支援をしていく。

9	市有林整備事業		市で主有する森林の公益的機能及び基金林としての機能維持	市有林	下刈、間伐、植栽など森林の整備	計画どおり	7,310	S44		森林のもつ公益的機能及び基金林としての機能を維持していくため、平成30年度で終了となる市有林施業に関する実施計画(5か年計画)を新たに策定し、適正な森林整備に取り組んでいく。
10	森林整備計画推進事業	★	計画に基づく森林の適正管理	地域森林計画対象民有林(7,681ha)	・森林組合や森林所有者への指導・助言 ・森林経営計画の作成指導	計画どおり	0	H10		平成30年度に制定が見込まれる森林経営管理法に基づき、これまで放置されていた森林について、市が主体となり適切な管理を行う責務が生じることから、国の動向を注視しながら森林整備計画の改訂を実施、森林組合等と連携を図りながら、計画に基づき、森林の適正な経営管理を推進する。
11	森林ボランティア育成事業		森林整備を通じたボランティアの育成及び健全な森林の維持	宇都宮森林ボランティア会員	森林公園内の市有林における下刈	計画どおり	249	H13		森林整備の活動を行いながらボランティアの育成を図ってきた当事業について、健全な森林を維持していくため、より広く市民に森林への親しみ・理解促進を深めてもらい、意識の醸成を図っていただけるような事業へと転換を図っていく。
12	林野保護対策事業		普及啓発による山林火災の防止	森林公園周辺の古賀志山などへの登山者や一般市民など	林野パトロール	計画どおり	197	S40		近年のハイキングブーム等で身近な山林に入る市民が増加傾向にあることから、人為的な要因による山林火災発生を防止するため、職員による林野パトロールや、消防などの関係機関と連携を図りながら、啓発グッズを活用した注意喚起を行うなど、山林火災防止を啓発していく。
13	とちぎの元気な森づくり県民税事業		健全な森林の次世代への継承	市、自治会等の森づくり活動団体	・里山林の下刈 ・木の良さの普及啓発	計画どおり	430	H20		県民の財産である森林を次の世代に健全な姿で継承するため、引き続き、県民税事業を活用し、里山林整備及び木に対する普及啓発事業を実施していく。
14	林道整備事業		森林整備や生活道及び災害時の侵入路として利用される林道の適正な管理	市有林道 宇都宮市森林組合	・林道の維持補修 ・林道・作業道の路面整備に対する補助	計画どおり	10,614	S45		森林整備の実施や生活上また緊急時において、路面の破損・崩壊は、車両の通行に支障をきたすなど、林道の機能不全の原因となるため、現況を把握しながら計画的な整備に取り組んでいくとともに、森林組合が管理する林道等の整備についても、支援をしていく。

#### 4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
課題	方向性
<p>◆良好な農村環境を維持するため、農業者と地域住民が一体となった農資源の保全活動の充実が必要である。</p> <p>◆環境に配慮した農業生産活動の普及・拡大に向けて、減農薬・減化学肥料による栽培などを促進する必要がある。</p> <p>◆イノシシによる被害地域の拡大に加え、ハクビシンによる被害が増加していることから、これらの対策を充実させる必要がある。</p> <p>◆森林所有者の管理意欲の低下等により放置されて荒廃した森林は、多面的機能を喪失するなどのおそれがあることから、適正な森林経営管理を行う必要がある。</p>	<p>〈施策全般〉</p> <p>◆農林業が持つ多様な公益的機能の維持・向上を図るため、農地・農村の多面的機能(環境保全、景観形成など)について、生産者や地域住民等への理解促進を図るとともに、環境保全型農業の推進や農地・農村環境の保全・管理の取組などを支援する。</p> <p>◆有害鳥獣による農林業被害への対策のため、関係機関との緊密な連携を図りながら、効果的な有害鳥獣対策事業を推進する。</p> <p>◆新たな森林経営管理制度に基づき、放置森林の適切な経営管理を推進する。</p> <p>〈主要事業〉</p> <p>◆人と環境にやさしい農業生産推進事業:環境保全型農業の普及推進を図るため、引き続き剪定枝粉砕機導入の補助を実施するとともに、新たな取組を検討していく。</p> <p>◆水田農業構造改革事業(再掲):国の米政策の見直しに伴い、米価の安定や本市水田のフル活用を図るためには、大規模な生産が可能な麦、飼料用米等の戦略作物や機械化一貫体系による露地野菜の生産振興などにより、主食用米からの転作を促進することが重要であり、転作作物の作付割合も増加していることから、引き続き、協議会事業を通して、転作を促進する。</p> <p>◆多面的機能支払交付金〔農地維持・資源向上(共同)支払〕:本市の農村環境の保全を図り、農業・農村の有する多面的機能を発揮させるため、引き続き補助金を交付するとともに、新規活動組織の取組の拡充及び既存組織の活動が継続できるよう、県に対し交付金措置を要望していく。</p> <p>◆有害鳥獣対策事業:個人による捕獲を補完する組織的な対策を強化するため、対象地区や隊員数の拡大を図りながら、猟友会による捕獲や集落一体となった被害対策などを実施していく。また、イノシシ等の被害対策のため防護柵設置等に係る経費の一部補助を実施していくとともに、平成30年度から、市内全域で増加するハクビシンによる環境衛生被害への対応のため、わなの貸出事業の対象を農業者以外の方にも広げ、併せて「わなの設置」、「捕獲個体の処分」に関する支援を創設、活用を促していく。</p> <p>◆平成30年度に制定が見込まれる森林経営管理法に基づき、これまで放置されていた森林について、市が主体となり適切な管理を行う責務が生じることから、国の動向を注視しながら森林整備計画の改訂を実施、森林組合等と連携を図りながら、計画に基づき、森林の適正な経営管理を推進する。</p> <p>〈その他個別事業〉</p> <p>◆バイオマスタウン推進事業:バイオマスの有効活用のため、バイオマスタウン構想に位置づけられた各種取組の評価検証を行い、農林業系バイオマスについて、個別に事業化を図れるよう、引き続き、利活用の検討を継続する。</p>